

令和3年度 第5回文京区男女平等参画推進会議 要点記録

日時 令和4年1月21日（金）午後3時00分から午後4時46分まで

場所 Zoomによるオンライン開催

<会議次第>

1 開会

2 会長挨拶

3 審議

- ・文京区男女平等参画推進計画の令和2年度推進状況評価について
- ・文京区男女平等参画推進計画（素案）の意見募集結果について
- ・文京区男女平等参画推進計画（案）について
- ・その他

4 閉会

<文京区男女平等参画推進会議委員（名簿順）>

出席者

内海崎 貴子 会長、斎藤 文栄 副会長、森 義仁 委員、藤井 麻莉 委員、
千代 和子 委員、伊東 弘子 委員
黒田 真紀 委員、湯田平 眞二 委員、小野 博史 委員、牛嶋 大 委員、
鈴木 洋子 委員、原 ミナ汰 委員

欠席者

戸野塚 一枝 委員、城戸口 隆俊 委員、大城 隆嗣 委員

<事務局>

出席者

総務部長 吉岡利行、総務部ダイバーシティ推進担当課長 増田密佳子

欠席者

なし

<傍聴者>

なし

内海崎会長： それでは、定刻となりましたので、令和3年度第5回文京区男女平等参画推進会議を始めます。今回もオンラインによる開催とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、冒頭、事務局から、この会議の注意事項を簡単にご説明いただきます。お願いします。

増田課長： それでは、今回もオンラインの会議となります。ご注意ください点を簡単に、説明をさせていただきます。

画面を今共有させていただきます。ご参加に当たって、録音、録画、撮影、資料の無断転載、転用は禁止とさせていただきます。私ども事務局では、議事録作成のため、録画をさせていただきます。ご容赦ください。

発言者以外の方は音声をオフにされるようお願いいたします。委員の方は、ビデオカメラをオンにしてくださいませよう、よろしくお願いいたします。

傍聴の方につきましては、音声及びビデオカメラはオフのままをお願いいたします。

発言の場合は、お名前を声に出していただき、会長よりご指名されてからご発言のほど、お願いいたします。チャットについては、こちらの会議録に残らないため、禁止とさせていただきます。

資料の画面共有につきましては、事務局のほうで随時行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

内海崎会長： ありがとうございます。

それでは次に、本日の委員の出席状況を事務局よりお願いいたします。

増田課長： 欠席につきましては、城戸口委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、大城委員につきましては、移動途中のため、音声だけを聞いての参加予定と伺っております。まだ入っていらっしゃらない状況のようですが。そのほか、黒田委員からもご予定がございまして途中参加となる旨のご連絡をいただいております。

今時点でご連絡をいただいているのは、以上です。

では、資料の説明をさせていただきます。今般、事前にお送りしております資料で、こち

らの会議で使う資料につきましては、次第を含めて以下の7点になります。

また、お送りしている資料の外、私どもダイバーシティ推進担当で行う事業と、あと、昨年度、令和2年4月から実施のパートナーシップ宣誓制度についてのご案内となります。

簡単ですが、資料の説明は、以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

本日の審議事項は、令和2年度推進状況評価の最終案と、男女平等参画推進計画（素案）に対する意見、文京区男女平等参画推進計画の最終案と、大きな審議事項が3件ございます。限られた審議時間ですけれども、効率的な進行に努めてまいります。皆さん、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、審議事項（1）文京区男女平等参画推進計画の令和2年度推進状況評価についてです。

では、事務局より説明をお願いします。

増田課長：それでは、資料第1号、文京区男女平等参画推進計画の推進状況の評価についてご説明申し上げます。

今般追加となりましたところは、今ご覧いただいております評価報告書の前文になります。評価全体の概要を示したもので、そして、ページが飛びまして、31ページ、事業番号80番、「セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進について」、この次のページ、32ページの推進会議の評価の部分、そして、34ページに飛びまして、事業番号118番、「区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発について」、こちらの次のページに掲載をしております推進会議の評価となります。

まず、戻りまして、32ページでございます。事業番号80番の推進会議の評価になります。こちらの部分につきましては、推進会議で意識啓発の対象、あと、機会や頻度の充実についてご意見をいただきましたので、その部分を反映させて作成をいたしました。

そして、35ページの事業番号118番の推進会議の評価でございますけれども、こちらにつきましては、男性の育児休業取得率が向上したことについては評価をいただきましたが、年休取得率については、事故欠勤という制度を令和2年度は適用していたため、年休取得自体は少なかったんだけれども、そうしたことは関係なく、そもそも年休取得の促進をするようにご意見をいただきましたので、そのご意見を反映させていただいた次第でございます。

1にページ戻ります。こちらが会議の評価の前文のところでございます。こちらの3段落目の部分、「令和2年度は、」から始まる部分でございますが、こちらは事業全体として、

コロナの影響によって事業の延期又は中止により実施回数が減ったというところを説明させていただいております。

その次の4段落目からは、推進会議での主な意見をピックアップさせていただきました。事業の実施が少なくなったというような状況においても、オンライン、Z o o mを活用した事業の充実については評価をいただいたところです。ただ、コロナ禍における相談と言った事業については、こちらのDVの事業番号68番のところですけども、次のページの推進会議評価の中で、私どもの相談室の事業、そうしたものを若年層への、また、いろいろな周知啓発については工夫をするようにということで推進会議の中でご意見をいただきましたので、その部分を反映させていただいた前文といたしました。

そしてまた1ページに戻りまして、この1ページの中の6段落目でございます。毎回、厳しいご意見をいただくんですけども、こちらの区の委員会・審議会等における女性委員の割合についてのところですが、今年も厳しいご意見をいただきました。

ただ、令和2年の11月から、区長が確認をする書類の中で、各委員会の委員の委嘱の際には、私どもダイバーを協議先とするとともに、男女いずれかの性が4割未満となっている場合の理由を書いて区長に回すというような取組については一定の評価をいただきました。ただ、前年に対して少なくなっているとか、目標が達成できなかったときについては、その理由を把握して、分析を行って、じゃあ、どうしたら、何でそういったことになるのかというところを含めて、今後の方策の検討をするようにというご意見をいただきましたので、そこをこの概要に盛り込ませていただいたところでございます。

そして、最後の段落でございます。来年度から、こちらの会議体のほうでご審議いただいております計画が新たな計画期間を迎えます。引き続き、こちらの前文の冒頭に書かせていただいているんですけども、文京区が目指す「男女平等参画社会」の実現という部分を改めて強調させていただいて、区長のリーダーシップ、それから、UN W o m e n（国連女性機関）日本事務所、そして、文京区女性団体連絡会等の関係機関との連携を一層強固にしながら、今後も不断の取組を期待しますというところで結ばせていただきました。

それ以外の項目、内容につきましては、既に前回会議までにご確認をいただいているところですので、説明は以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、文京区男女平等参画推進計画の令和2年度推進状況評価について、事前にいただいているご質問はありませんが、事務局の今の説明を踏まえまして、何かご意見がありま

したらお願いいたします。挙手でお願いします。

これは、かなり時間をかけてやってまいりましたし、事前に何回か分けてご質問を伺っておりますので、特によろしいですか。

はい、それでは、次の審議に移りたいと思います。実は2、3が大きな部分がございますので、次の審議に移ります。もし何かありましたら、最後にまたお伺いしますので、ご発言ください。

ただ、時間的に、もし、ゆとりがなかった場合は、触れることができませんので、お気付きの点あるいはご不明な点がもし出た場合は、1月24日の月曜日までに事務局へメールでご意見をお寄せください。本日の意見を踏まえまして修正し、令和2年度推進状況報告書として年度末から来年度当初くらいに公表になると思われま。

それでは、続きまして審議事項(2)文京区男女平等参画推進計画(素案)の意見募集結果について、事務局よりご説明をお願いします。

増田課長: それでは、資料第2号でございます。文京区男女平等参画推進計画の素案の意見募集結果についてご説明をさせていただきます。こちらをご覧くださいまして、1ページ目から11ページ目まではパブリックコメントでございます。パブリックコメントの実施期間といたしましては、昨年、令和3年12月6日の月曜日から、年をまたぎまして令和4年1月5日の水曜日まで、ホームページ上で募集をさせていただきます。メールとファクスで27件のご意見をお寄せいただいたところでございます。

12ページと13ページになりまして、こちらは区民説明会でございます。12月8日の水曜日の夜間帯と、12月11日の土曜日、日中、午前帯で2回、2日にわたって開催をさせていただいたところ。ご参加いただいた方は10名、そして、いただきましたご意見は11件となっております。こちらの区民説明会のほうでいただきましたご意見につきましては、区の考え方のほうに当日お答えしたものの要旨を掲載させていただいているところ。ご参考にご確認をいただければ、見ていただければと思います。

そして、資料第3号になります。こちらは、12月27日に、文京区議会政策研究女性議員連盟のほうから、意見という形で頂いているところでございます。こちらの議員連盟のほうは、文京区議会には14名の女性議員の方がいるんですが、そちらの議員のうち、有志の方が、この会議体というか、議員連盟を作られておりまして、お寄せいただいた意見ということになります。

それでは戻りまして、1ページです。パブリックコメントの主な意見のほうを説明させて

いただきます。こちらは、お寄せいただきました27件のうち14件が同じ若しくは同様のご意見となっております。その14件のご意見のまとまったものというのが8ページのNo. 19のものになります。こちらのご意見にご賛同とか、同じ思いだというところでお寄せいただいているところかなと思っております。

このパブコメの大体の趣旨といたしましては、計画に記載されている、メディアによる性暴力につながる表現は、男女平等参画推進を阻害するという内容や区民調査について、性暴力につながる表現の定義が曖昧ですとか、また、区民調査の項目、調査結果を載せさせているんですけども、その項目について結論を誘導するような恣意的で、また、全体的に表現の自由を阻害するというところで、こちらの計画の文の修正若しくは削除、そして、掲載をしているグラフの削除、そして、こちらの計画の中に関連づいて載っております、児童青少年課と条例に基づく有害図書自主規制の要請の事業があるんですけど、こちらの事業の削除を求めるものでございました。

こちらといたしましては、区の考え方としましては、事業については所管課、児童青少年課と相談をしながら、また、本文についての表現で曖昧と捉えられたところのご意見としていただきましたので、改めまして調査や事業に基づく内容にそれぞれ整理、修正を行わせていただいたところでございます。

そのほかのパブコメにつきましては、こちらの計画の記載の仕方についてですとか、あと、国の計画との関係性、また、貧困等の問題となっております、私どもが議会のほうでも、区から回答している方向性ですとか、関連する所管への確認をさせていただきまして、今回ご覧いただいております資料のとおり、区の考え方を示させていただいたところです。

次に、こちらの資料第3号なんですけど、こちらで頂きました意見につきましては、内容といたしましては、主により分かりやすい質の高い計画に向けて、策定における区の意見、意思ですとか、記載されている内容について、ちょっと分かりづらいので、もう少し内容を補足したほうがいいのではないかと、そういったようなご意見をいただきましたので、そのご意見も踏まえまして、計画案の修正を行わせていただいたところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

文京区男女平等参画推進計画(素案)の意見募集、パブリックコメントの集計結果ですね。事前に皆様に、これに関しましてご質問をお問い合わせしましたがけれども、特にご質問がありませんでした。ですが、今、事務局で改めて説明をしてもらいましたので、何かご意見が

おありになりましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

一定のほぼ同じ内容で送られているパブリックコメントがありまして、これに対して対応ということで、拝見しますと、かなり丁寧に対応しているかなと思うんですけども、ほかには、文京区議会政策研究女性議員連盟（以下「女性議連」という。）から寄せられた意見は、細かなところをよく見ているなという印象でしたし、建設的な意見が多々見られたなという印象です。これはただ感想なんですけど、委員の方から何かご意見等はおありになりますか。ご質問でも結構ですけども、よろしいですか。

原委員、どうぞ。

原委員：ちょっと確認なんですけれども、この区の対応というのは修正をメディアが介在した暴力的な表現とか性表現の問題で、定義が曖昧なまま書いているということで、区民調査の結果を引用して、そこに基づいてこういう項目が出てきているんだというような説明をしたということでよろしいんですかね。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

増田課長：はい。今、原委員からおっしゃっていただいたとおりでございます。こちらといたしましても、曖昧というところでは言われました。じゃあ、一体どの根拠に基づいてというところが、こちらの計画本体のほうにもそもそも示しておらないところがございますので、その部分につきましては、こちらの調査に基づいた内容に整理をさせていただく、あと、この後の104番の事業の内容に沿ったものにちょっと若干整理をさせていただいたところがございます。

原委員：じゃあ、私の理解は合っているわけですね。はい、分かりました。

その後、区民調査についての何か少し明確化というのもあったわけですね。その後の意見を捉えて、区民調査の中で少し分かりやすくいろいろ整理したというのも、その後に発生したことですよね。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

増田課長：区民調査の項目について、既に昨年実施させていただいた区民調査の項目が、そもそもちょっとこちらの誘導するような質問じゃないのというようなパブリックコメントだったんです。ですから、その部分については、次に調査を実施させていただくときに、そういったご意見も参考にしながら、質問内容、調査項目については検討しますというところがございます。その部分は、今回の計画については、区としてはその調査を実施しておりますので、そこでお答えいただいたご意見については、一定の区民の皆様から頂きました調査結

果でございますので、そのまま継続して掲載をさせていただいて、それを文中に落とし込ませていただいたということでございます。

原委員：分かりました。じゃあ、資料第3号の参考意見というのは、反映されたので、少し中項目の記載がなぜ必要かということが分かりやすいように修正したということですよ。

増田課長：女性議連のほうのご意見につきましては、こちらは次の計画の最終案のところ、主立った大きな変更点になりますので、ご説明させていただくところなんです。前回区民説明会で出させていただいた素案では、いきなり区民調査ではと始まる場所だったんですけども、そもそも調査があつて、じゃあ、計画を作るのではなくて、区が考える方向性とかが元々あつてと。そこを示してということだったので、今般、最終案に落とし込ませていただいております。

原委員：なるほどね。はい。分かりました。つまり、区民調査は全部の根拠ではなくて、その一部だというふうなことをはっきりさせたということですね。

増田課長：そうですね。補完するものですね。こちらは区の方策を補完するものとして掲載すると、そういった形の位置付けに修正をかけました。

原委員：はい。分かりました。ありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございました。

ほかにご意見がおありになれば、挙手をお願いします。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：藤井です。

パブリックコメントをまとめられた資料2号を拝見して改めて気付いたんですけど、No. 8で、パブリックコメントを匿名にしたいと。それに対して、区の考え方として、規定上も匿名ではない、パブリックコメントってそういうものだと思うんですけど、だから、そういうものだと思いつつも、パブリックコメントをしますという際に、書類を見たときに、私はきちんと確認しなかったなと後から思ったんですけど、こういったものって、名前は受け付けますけど、公表の際には、例えば一切個人情報特定されないようにしますとか、割とそういう注意書きとかを丁寧に一層する必要があるんだなと、改めて思って、その点をどういように対応されているのかなって、今ふと気になったので、ご質問でした。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

藤井委員：今の一番下の意見で、下のクローゼットからの意見の権利を奪うことにつながりませんか、一般的にやはり実名だとやりにくいという意見って、必ず言われがちではありま

すけれども、特に本当に個人情報に直結してしまう意見になりがちだということですよね、この問題は。だから、もしかして一層の配慮は必要だったのか、それが十分にされたのかと、少し気になって質問しました。

内海崎会長：事務局、いかがでしょうか。

増田課長：ちょっとこちらで確認をさせていただいているんですけれども、パブリックコメントを公表させていただくときには、個人情報を除いて、区のホームページで公開をしますというような文言を入れさせていただいて、パブリックコメントのほうは募集をかけさせていただいているところでございます。

こちらは実際にお寄せいただいたパブリックコメントで内容が不明瞭であったりですか、あと、文字化けとかをする場合もございます。皆様から適切に頂きましたご意見をきちんと私どもも受け止めたいというところでございますので、やはり確認をさせていただく際、ご連絡先ですか、そういったところは頂く必要はありますので、お寄せいただく際にはお願いをしているところでございます。実際こちらのコメントを公表するときには、個人情報が特定されないような形でガードさせていただきますというのは募集の際にお示しをしておりますので、クローゼットから意見をというようなどころでは書かれていらっしゃるんですが、そもそもそのご意見をいただくときに、何も住所もご氏名も何も入れないでというところになりますと、ちょっとこちらも完全に、確実にお答えし切れないので、公表については出さないような形で完全に対応しているところでございます。

適切にお答えし切れているかはちょっと自信がないところなんですけれども、そういったところでやらせていただいております。

内海崎会長：よろしいですか。

藤井委員：分かりました。回答の内容としてもこのとおりにかなと私も思いますし、ただ、難しいですね。やっぱり内部での秘密をきちんと守りますとか、それぐらいですよ、あとはできることって。その点のご配慮をお願いします。

内海崎会長：原委員が手を挙げていらっしゃるので、どうぞ、原さん。

原委員：原です。

今の問題って、私どもの団体にもよく問合せが来て、非常に苦慮するものなんですけれども、どういうふうに対応しているかというのをちょっとお話しします。これは、ほかの市のパブリックコメントが出て、いろいろありますが、そのときに出了ることなんですけれども、氏名は明かすにしても、住所も書かなければならないということで、非常にみんな出しにく

いという話で、そこの市の登録団体で性の多様性の交流サークルというのがありますので、そこの代表の住所というのがその市にあるわけですね。ですから、そこにその住所をお借りして、そして自分の名前を書いて、そして代表者に了承を取って、その住所を記載して出させてもらおうと。そして、何か返答があった場合は、そこから連絡してもらって、またみんなまで対応すると。そういうような形も取っているんですね、実はね。非常に苦労しているというのが本音です。

本来だったら、団体で取りまとめて出せば一番いいんですが、結構量が膨大になりまして、なかなか大変なんですね、それもね。ですから、団体で取りまとめるのとは別に、やっぱり個人がきちんと意見を出せるような形というので、地元団体がそういった労を取っているというのが今の実情なんですね。

もう一つは、パブコメを出すに当たって、どうやって意見を出せばいいのかという、どこを見て、どういうふうに意見を出せばいいのかというのは皆目分からないという話があるので、私どももよくパブコメミニ講座みたいなものを行っています。ここを最初に見て、施策の具体的なところを見ると、どんなことが計画されているのかというのが分かるので、そこから遡って、意見をここにこういう言葉を入れてほしいとかというふうに説明していくと、非常に分かりやすいということで、そういう個別対応も行っているところでございますので、ご参考にしてください。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

副会長から手が挙がっていますので、どうぞ。

斎藤副会長：斎藤です。

今の点なんですが、二つありまして、まず、パブコメの意見募集の際に、もっと多くの人に本当は声を寄せてほしいというところで、私は、団体としてはジョイセフというところに所属しておりまして、2020年に国の第五次男女共同参画基本計画が改正される際に、若者がパブコメを出すということの支援をやったんですね。そのときは、さすがにやっぱり国の様式に若者は書けないので、ジョイセフの中で代理じゃないですけども、みんな若者がSNSを使って、ツイッターなどに書き込んだ意見をジョイセフが代表して集めて出したという経緯があります。これが1,000以上になって、その中の若者の意見を反映して、また、国の政策も変わったという経緯もあるんですが、やっぱりちょっと何かしらの措置を採らないと、なかなか多くの人に、また、いろんなグループの人に意見を出してもらうというのは難しい

のかなと感じています。

それは、将来的な課題として、この次にパブコメをする際に、もうちょっと意見が出しやすい方式というのを、あらゆる文京区のパブコメで考えてもいいのかなと思います。特にこの計画は、私たちに本当に直結する問題なので、私たちから、次のこの計画で考えてもいいのかなと思います。

それが1点目と、2点目はやっぱりクローゼットの問題なんですけれども、やっぱり地域の、文京区ですとか、区単位ですと、もしかしたら区役所に知っている人が勤めていて、なかなか自分のことが分かってしまうかもしれないというおそれが、やっぱり国と違って、地方の場合は大きいのかなと思います。ですので、藤井委員もおっしゃいましたけれども、やっぱり個人のプライバシーには配慮しますというような一文を添えてもいいのかなと思いました。

内海崎会長：貴重なご意見、ありがとうございます。原さん、それから斎藤副会長のおっしゃることは、やはり大事だなと思いながら、なかなか難しさもありますけれども、次回に向けて、少し検討をしていく必要があるなということを実感いたしましたので、申し送り事項じゃないですけれども、この皆さんの出席している会議は今回が最終になりますけど、次回、是非この点については申し送っていただければなというふうに思います。事務局、よろしくをお願いします。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、吉岡総務部長。

吉岡総務部長：吉岡です。

今の藤井委員、原委員、副会長から意見をいただきまして、ありがとうございます。頂いた意見は、パブリックコメント、区民の意見を募るといふことの全体に関わりますので、パブコメ等の区民参画の所管課であります広報課というところがありますので、そちらのほうに、推進会議からはこういった意見があったということはお伝えをさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

内海崎会長：ありがとうございます。是非よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかにご意見はおありになりますでしょうか。特にないようですね。

それでは、次の審議に移りたいと思います。もしほかにお気づきの点ですとか、ご不明な点がありましたら、この議論に関しましても1月24日月曜日までに、事務局にメールにてご連絡ください。

それでは、続きまして、審議事項の（３）、これが一番大変なところですね。文京区男女平等参画推進計画（案）について、まず、事務局から説明をお願いいたします。

増田課長：すみません。事務局から説明に入らせていただく前に、先ほどのパブリックコメントのところで1点だけ修正です。区民説明会での質問なんですけれども、私のほうで多分11件とお伝えをしてしまったんですが、皆様の資料のほうは意見10件と書いてあるんですけれども、件数の中で2件同じものがありました。こちらの区民説明会の12ページについて、意見10件は11件、私がお伝えした11件が正しいというところで、お手元にある資料は後ほどご修正をいただければと思います。

では、続いて、こちらの資料第4号のほうをご説明させていただきますので、資料の共有をします。

こちらは、男女平等参画推進計画の案になります。先ほどのパブリックコメント、区民説明会、あと、11月の定例議会、そして、女性議連のご意見を踏まえまして、こちらのほうを修正させていただいて、最終案としているところでございます。こちらの修正したものにつきまして、変更点については、資料4-2号で新旧対照表のほうをお付けさせていただいているところです。こちらの新旧対照表ですと、大体の変更が出てきておりますので、今から主な大きな変更点のところをご説明させていただくようにいたします。

まず、ご覧いただいております表紙なんですけど、前回の素案のときには内包されている女性活躍推進計画、あと、配偶者暴力防止基本計画というものも下に2行入れさせていただいたんですけれども、こちらは内包されるというところで削除させていただいたところがございます。

続きまして、お手元に配付しております資料ですと7ページになります。こちらはパブリックコメントと女性議連のほうから頂きました意見書のほうで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、女性の自殺が増えたのではないかと、その辺を盛り込んだほうがいいのではないかとというご意見を受けまして、こちらの赤字の部分です。こちらを追加させていただいたところです。ただ、直接的にこちらの新型コロナウイルス感染拡大の影響が拡大につながっているのか、それを示すダイレクトな調査とか、そういった根拠資料がちょっとないものですから、ただ、関連性は否めないというところで、このような、考えられていますといった体にさせていただいたところがございます。

続きましてこちらが19ページです。資料といたしましては、お手元に配っている紙資料は15ページでございます。こちらの計画冊子の中で区民調査によると、というところで引用し

ている部分が多々ございます。こちらもパブリックコメントですとか、議会ですとか女性議連のご意見の中で、区民調査について書き示したほうが良いというご意見をいただきましたので、このような部分に調査の概要を書かせていただいた次第です。調査本体につきましては、別冊子で既にご覧いただけますので、概要として調査規模を書かせていただいた次第でございます。

続きまして、こちらは、冊子としては18ページでございます。計画の体系でございます。こちらは事務局のほうで今回挿入をいたしました。今回、こちらの計画は四つの大きな柱になっているところなんですけれども、こうした一表がなかったものですから、イメージがつきやすいような形で図を挿入させていただいた次第でございます。

続きまして、こちらでございます。冊子では30ページになります。先ほど原委員のほうからパブリックコメントの中でご質問がありました、中項目について各施策の方向性ですとか、施策の書き出しが区民調査によるとというところで始まっている部分について、こちらは区民調査で始まっているというご指摘をいただきましたので、こちらはこのような形で区の考え方を示させていただいた上で、それを補完するものとして区民調査というような流れにさせていただいたところでございます。

また、こちらの文の最後、施策になりますので、素案の段階では必要ですというようなニーズを書かせていただいたんですが、施策ですから必要で止まるのではなくて、行っていくものと、そうしたものを示すものではないかというご指摘をいただきましたので、そうした形で直させていただいたところでございます。このような形で直させていただいているところは、そのほか6か所同じようにございます。

続きまして、こちらは冊子の42ページでございます。こちらは前回、制服について一定ご議論をいただいたところでございます。何か事業の中で示せたらというようなご意見も頂いたところでございますが、区といたしましては、対応指針によりまして、研修で啓発を行っていくというところ、そうしたところで、区民や児童生徒が過ごしやすい環境づくりに向けてというような形、そうした内容に修正をさせていただいたところでございます。

続きまして、こちらは冊子といたしましては、69ページでございます。こちらのこの赤字の部分でございますけれども、こちら女性議連のほうからご意見をいただきました部分を参考に修正をさせていただきました。DVの背景について追記をしたほうがよろしいのではないかと。そうしたご意見を基に、このような形で追記をさせていただいたところでございます。

続きまして、75ページでございます。こちらの部分がかなり赤字で修正させていただいているところで、こちらのこのページと、いろいろ飛んで申し訳ございません。あと、冊子では79ページになります。先ほどのパブリックコメントで14件と多くお寄せいただいたご意見を基に、整理をさせていただいた箇所でございます。

こちらにつきましては、赤字の部分で実際の事業に即した内容、また、事業につきましては都条例に基づいて、こちらの青少年の健全な育成を阻害する有害図書についての取扱いへの配慮、そうした取組について、もう少し丁寧に書かせていただいて、行政から一方的にやると、そういったものではなくて、地域全体で青少年の健全な育成のために取り組むために、配慮の協力要請をしているというような文体に修正いたしました。

続きまして、このページ以外に、全体的に事業を載せているところがございます。前回の素案のときに、事業番号48番に子育て訪問支援事業というものがあったんですが、こちらにつきましては、今回52番のベビーシッター利用料助成の中に全て年齢帯がカバーできるような形になりましたので、削除させていただいた次第でございます。

そのほか、前回の推進会議から来年度の予算等も固まりつつございますので、最新の来年度の事業の内容を踏まえたものに修正をさせていただいたところがございます。

そのほか、事業で言うと、68番のヤングケアラー支援に向けた連携推進事業につきましても、改めまして来年度の事業に即した内容に修正したところがございます。全体的にこのような赤字が入っているものというのは、そうした形で修正を加えたものとなっております。

そして、一旦資料が変わります。資料5号ですね。続いて、こちらの資料の5番目になります。こちらにつきましては、今回の計画の策定の経過、あと、関係の条例、用語集、言葉をまとめた資料編となります。本日は会議用に、先ほどの計画案と、この資料編に分けさせていただいてお示しをしているところがございますけれども、計画の冊子化の際には、現行の計画と同様、巻末にこちらの資料編をまとめさせていただくところがございます。こちらの資料編については、今なお細かい部分の精査をしているところがございますので、イメージとして見ていただければと思います。

少し長くなりましたが、説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

ご説明いただきましたけれども、事前に資料をお送りしまして、ご質問をお願いしたところですが、特に頂いているご質問はないということなんですね。ただ、今、事務局から改めて口頭での説明がありましたので、何かご意見、あるいは今になって気付きましたというこ

ともあるかと思われまますので、どうぞご意見をお願いいたします。

原さん、どうぞ。

原委員：聞こえますかね。すみません。今の時間の質問は、この計画のどこの部分でもいいんですかね。

内海崎会長：どこでも結構です。

原委員：ちょっと気になったところが、ちょっと今考えていたのは、このDVの背景について女性ということがきちんと分かるようにというのが随所に出てくるんですけども、これは現時点では本当にそうで、それについて異論があるわけではないんですが、歴史的に見ると、かつて例えば、我々が小さい頃というのは、DVというのは別に問題ではないと。つまり女性の被害さえ出てきていなかったと。つまり、ちまたでは被害者としてのそういう話は一杯ありました。うちの家族の中にもありましたけれども、被害の件数というものは出てきていなかったわけですね。それで、みんな追い返されて、論されていたと。相談現場に行っても、それはあなたが我慢しなさいと。親に言っても戻りなさいと。そういう時代から今の時代になってきたと。

ですから、これから被害者の分布というのは大きく変わっていく可能性もあるわけですね。だから、かつての常識が今は圧倒的にそうなると変わっただけで、まだ表面化していない被害はあるかもしれないと。その一つの片りんが、男性が相談をしたときに、そんなのは男なんだから、どうってことはないでしょうとか、そういう軽視とか。相談が黙秘されるというのは現実にあるんですね。

例えばゲイの男性同士との暴力に関しては、自分も手を出したから、これは違う。DVじゃなくて、確かにけんかで、自分も悪いと言って、被害者がすごく自分を責める傾向があったりとか、それから、トランスの男っぽい、例えば女性のカップルの中でも男性的な側面を持っている人と、そうじゃない人の間では、いつも自分が男っぽいから悪いんだと言って、被害を訴えないとか、そういう男性が被害を訴えないという傾向が非常に今多く出てきているんですね。

今、海外で見ると、今度は性的マイノリティの中でのDVのいろんなパターンが出てきて、また違ういろんなパターンが出てきているんですね。女性同士の中でも非常にDVが出てきているということなので、余り断定をするのはちょっと早いかかと。今、女性の被害が、大きさが非常に表面化していますというような言い方のほうが将来につながっていいんじゃないかと。これからそういったいろいろな被害が、その女性の被害を掘り起こしたことで、

様々な形で表面化する可能性があるというふうに考えたほうがいいのではないかという感想を持ちました。

すぐこれがどういう文章で反映できるか分からないですが、現状だけを見るのではなくて、少し遠い先を見るような文章がどこかにあるといいなというふうに思った次第です。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。

配偶者等暴力防止基本計画ということなので、配偶者というのがいろいろな性別やいろいろな性自認、性自認はいろいろですが、ちょっとこの書き方は確かに女性の暴力というところから始まっていますけれども、多様な暴力の形態が親密な関係性の中で起きてくるという現状はありますね。

ともするならば、今、原委員がご指摘なさったことを、文章として今すぐぱっと私も浮かぶわけではないんですが、将来を見越して、これは2026年までの計画ですので、少し先を見据えたような、必ずしもいわゆる男女間の暴力だけではなくて、様々な親密な関係にある中で暴力というところにも視野を広げた文章、表記を少し加えたほうがいいというふうなことでよろしいですかね。

感想というふうにおっしゃっていらっしゃいますけれども、正にそういったところにも視野を広げた計画であるということを示す上では、ご指摘を受け取ったほうがいいような気がいたしますが、事務局、いかがですか。

増田課長：今、原委員のご意見を踏まえまして、また、会長からのご意見も踏まえまして、事務局のほうでも、こちらの部分については、そのような少し先を見据えたような形の文面のほうに修正をさせていただければと思います。そのときには、ちょっとまた会長、副会長、原委員のほうにもお知恵をいただきながら、最終修文をかけさせていただければと思います。ご意見、ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

ほかに。今、原委員がおっしゃったような、感想ですがというようなことも次につながりますので、お気付きの点がありましたら、ご意見をどうぞお願いします。

斎藤副会長：斎藤です。

今のところの修文として一つ案を挙げるというか、余り案になっていないんですけれども、2段落目のDVの背景として、この性別役割への過剰な執着、男尊女卑の考え方の残存、そして、親密な関係における力の支配、ここが特にですよね。当てはまるというところですね。

取りあえずここで文章を切って、区民調査によると、というところとは、またちょっとここで切ることによって、これが女性だけということではないというようなニュアンスは出るのかなと思うんです。文章を切ったところで、今の原委員の言ったところがカバーできるというわけではないんですが、それをもうちょっと発展させてという形になると思いますけれども、取りあえず今日のところの案として一つ挙げさせていただきます。

内海崎会長：ありがとうございます。

おっしゃるとおり、ここですね。性別役割への過剰な執着というのは分かるんですけども、次ですかね。男尊女卑の考え方の残存ということなんですが、これがもう少し、ちょっと広く取れるような、もちろんこういった性差別はあるんですけども、性差別が、例えばゲイカップルや同性カップルの中では、性別役割分業をその方たちが体现している場合と、そうではない場合と多分あると思うんですね。そうすると、これで男尊女卑の考え方というところだけを取り出していってしまうと、特に難しくなるのかなというふうに、文章を見ていて思いましたが、原さん、いかがですか。

原委員：そうですね。我々は結局、ゲイの、例えば、男性カップルの問題ももちろんなんですけれども、非常に暴力が激化する場合は結構あるので問題があるんですが、やっぱりそれだけじゃなくて、男性ジェンダーの人たちの中で、被害が潜伏しがちということが非常に相談を受けていると分かるんですね。皆さん言いたがらないんですよ。かつての女性の性被害に対する対応と全く同じパターンが今すごく男性の相談者の間にあって、全く変わらないんですよ。やっぱり被害に遭ったことを言えないと。むしろ例えば、加害だったらまだ自慢できるんですけども、やってやったぜみたいな、でも、被害に遭ったということは言えないとか、そういう非常にゆがんだ形になっちゃっていて、やっぱり男性が被害に遭うということは、言うことで更にいじめられると、更にバッシングを受けると、更に支配を受けるといようなことが今非常に出てきています。男性相談はいろんなところで始まっていますが、やっぱり一律に非常に難しいという、そういうところに今直面しているので、できるだけ被害に遭った人は性別にかかわらず言ってほしいと、やっぱり相談してほしいというふうに思うわけですね。

そうすると、こういった文章があると、やっぱり女性しか被害に遭っていないんだとか、女性が圧倒的だから、自分は例外だとか、そういうふうにどうしても思って例外視してしまうと。こういうのを無意識の偏見、アンコンシャス・バイアスと言うんですけども、結局自分は例外だから相談できないと。一般的じゃないことなんだというふうに思って相談しな

いと。そういう悪循環に今陥っている感じがするんです。何とかそこをちょっと風穴を開けたいという気持ちがあります。ですから、どっちかという、性的マイノリティだけではなくて、やっぱりジェンダーケアの問題、弊害が非常に出ていると思います。

こういったことは無意識に暴力的になったりして、自分を強く見せるために、人に対して暴力的になったりとかして、解決していくことが多いので、非常に困るんですね。だから、いじめられていた人が誰かほかの人をいじめ始めるとか、そういうようなことになってしまうんですね。ですから、是非その辺を理解していただいて、できるだけ潜伏しがちな暴力をきちんと可視化する方向で文章を作っていただければというふうに思います。

内海崎会長：ありがとうございます。

ジェンダーバイアス、アンコンシャスバイアスを背景とする暴力関係ですね。その暴力的な関係、これが問題なんだということですね。

原委員：もちろん社会的な圧迫があるからこそ、個人に対してそこで割を食ってしまう人が出てくるわけですね。いろんなストレスがやり返さない人に行くというのは、本当にそうなので、ですから、本当に女性の被害というのは、これは本当に原型であって、ここから広げていくというような考え方でいいんじゃないかなというふうに思います。

内海崎会長：ありがとうございます。それでは、少し事務局、それから副会長と相談いたしまして、ここの内容を今原委員からご意見がありましたようなことを踏まえて、少し考えて、可能な限り修正を加えていきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、ご意見があれば、お願いいたします。

いかがでしょう。特によろしいですか。

挙手がないようですので、それでは、この後、お気付きの点、不明な点が出てくるかもしれませんが、こちらも、1月24日の月曜までに事務局にメールでご意見をお寄せください。

今日のこの議論の中で、今原委員、斎藤副会長とお話をしました意見が出ていますけれども、今後こういった暴力の問題、配偶者からの暴力の問題に関しては、少し事務局と相談をして修正を加えていきたいと思います。

実は、本日、推進会議は最終となります。本日意見を受けて調整するもの、それから会議後、お気付きの点をお寄せいただきますので、それらの修正について最終的な確認は会長に一任、もちろん副会長と一緒に確認いたしますが、会長に一任を願いたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日の審議、今年度の推進会議はもうこれで全て終了ということになります。

次第4として、その他、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

増田課長：皆様、計画策定に向けて、様々なご意見、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。途中で課長が代わるというような状況もございまして、私も、未熟ながら皆様にお支えいただきまして、今日までいろいろとありがとうございました。本当に感謝申し上げる次第でございます。

その他といたしまして、こちらのご審議いただいたものについて、今後のスケジュールをお伝えさせていただければと思います。評価報告書、また、計画につきましては、こちらは今月末、私どもの区内部での報告を行った後に、3月初めに定例議会がございまして、そちらに報告をさせていただきます、冊子となります。製本して冊子になったものについては、3月に刊行となりますので、委員の皆様には来度初めにご案内となろうかと思っておりますので、ちょっとその点につきましてはご容赦いただきたく存じます。

また、2番目にご審議いただきましたパブリックコメントにつきましては、こちらは2月の下旬に、私どものホームページで公表させていただくこととなります。

そして、こちらは最後なんですけれども、今般、皆様2年のご任期最後の会議となります。来年度からの委員につきましては、団体からご推薦をいただいております委員の皆様につきましては、3月になりましたら下旬ぐらいを目途に、団体宛てにご推薦の依頼を予定しているところでございます。ただし、新年度明けてから、団体における組織体制が確定をする場合につきましては、当然その時点でのご推薦で構いませんというところでご依頼申し上げる状況でございます。

連絡事項は、以上でございます。ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、審議はこれで終了なんですけれども、今回の推進会議の開催に際しまして、藤井委員から、行政だけではなく、弁護士会でも更なる男女共同参画の推進に向けて、策定された男女共同参画計画の資料の提供をいただきました。せっかくですので皆様にご紹介したいと思います。

それでは藤井委員、説明をお願いできますでしょうか。

藤井委員：お時間を取っていただき、ありがとうございます。

私は、そもそも第二東京弁護士会から文京区に推薦依頼をいただきまして、そこからの形で来ています。私自身は、たまたま内閣府の勤務経験があったり、あるいは2年前に第二東

京弁護士会（以下「二弁」という。）で副会長をしていたんですけれども、そのときも男女共同参画担当という形でやっておりました。引き続きそういう本部にいて、ちょっとお送りしたパワーポイントのほうを出していただけますか。

そもそも、弁護士会ってよく聞いたことは多分皆さんあるんだが、何ぞやというと、弁護士というのも全国に4万2,000人強おまして、みんな必ず弁護士会に登録しております。各自治体、裁判所の管轄によってなんですけれども、1個ずつの弁護士会があって、東京にはたまたま3会ある。そのうちの一つが第二東京弁護士会です。あと、それとは別に、弁護士は、日弁連という組織に全員入っていますので、そちらでも男女共同参画計画を作って活動を進めています。

二弁の特徴としては、どこよりも早くこういう計画を作ったとか、あるいはクォータ制を取り入れている、育児期間中の会費免除、そういったものも早くやっている。そういったことで割と先進的な活動をしているという自負もありまして、今回も割と二弁（第二東京弁護士会）として新しくできることは何かと、やってまいりました。

1枚めくっていただけますか。これは、2007年の時点で第一次計画ができていて、このときに男女共同参画を取り扱うまず本部を作ったこと自体が新しかったということがありまして、次のページをお願いします。

この頃、まだ司法におけるジェンダー・バイアス、そういった研究をしてきたり、そういう地道な活動をしておりまして、5年後の二次計画、2012年の時点では、直接女性会員の声を聞く会であるとか、あるいはメンター制度を設けて、また、これは今でも続けているんですけれども、ファミリー・フレンドリー事務所の表彰というのを行っています。

弁護士は、結局働く場所は各法律事務所であって、弁護士会というのは皆さんの入会管理であるとか、懲戒とか、弁護士自治をつかさどる役割をしておりますので、結局一個一個の事務所の取組が重要だということで、ファミリー・フレンドリーな施策を行っている事務所に応募してもらって、表彰をして、それを紹介しようと思いました。最初はなるべく中小規模の、やっぱり大きい事務所は本当に大きいので、割と財政も潤沢で何でもできてしまうから、そうじゃないところで工夫しているところから表彰していただいたんですが、近年はいわゆる四大とか三大とかいわれる大きい事務所からの募集が多くて、その辺りはすごくちゃんと取り組んでいますね、事務所内にプロボノ（社会貢献活動）の委員会であるとか、そういう専門の部署を設けて、そういったものを行っています。

もっとも、弁護士会の活動というのは弁護士にとってエクストラなもので、ほとんどボラ

ンティアであったりとか、しかもその割にすごく時間を取られてしまったり、なかなか成り手が難しい。

でも、もうそこは皆さんの総意で、2014年に副会長のクォータ制度、これは会長が1名、副会長が6名いるんですけれども、そのうち2名について、もし選挙があった場合には女性が必ず優先的に当選する。結局、副会長は会派からの推薦、そういったもので運営されているので、実際に選挙になっていないので、その制度は活用されていないんですが、皆さんこの目標があるので、必ず女性は2名出さなくちゃいけないよねと。2014年以降、必ず女性二人は出してくる。それにもし会長が加わると、全体で40%になるけれども、会長が男性だと28%の女性割合になる。そういうことになります。

この頃はまだ、やっぱり女性のクォータに抵抗のある方もいて、結構会内の意見を作るまでに時間がかかったんですが、今までの積み重ねがあったことと、あるいは直前に国連で働かされていた林陽子弁護士が、やっぱりクォータ制あるいは3割の意義を話すスピーチなどをしてくださって、まとまってこの制度が導入されたのが二次計画でした。

ちょっと長くなっています。次、お願いします。

三次計画は、今度は数値目標的なところも出しましたけれども、このときに定めたのはIT化の促進ですね。例えば、委員会などもまだコロナの以前でしたが、女性が、あるいはインハウス、会社で働く弁護士とかいろんな人が参加しやすい時間を常に探ったし、そもそも弁護士会の事務局が残業しない。その中の時間にやるように、あるいはオンラインに、そのときはスカイプを使っていましたけれども、スカイプによる参加も出席と認める。委員会への参加が出席と認められるかどうか、弁護士にとっては義務研修とか義務の公益活動があるので、結構重要な点で、そういうインフラを整備するとともに、そういうのが認められる。そういった取組をしました。ただし、三次計画は、これは5年前だったので、そのときに目標だったことがコロナで当たり前になってしまったというのが三次までの流れです。

次お願いします。今回、四次計画が起こるまでで、やっぱりこの5年で一気に世の中が進んだ部分が、SDGsであったり、国の五次計画でも割と積極的な目標が出されています。そういうことを踏まえて、次のページをお願いします。

思い切って、今回パリテに向けて、フランスの法律の名前ではありますが、本来、意思決定の場で男女同数が基本だろうという、大きめなことを書いています。それは、5年以内ということはないですけれども、そこが最終目標だと、やっぱり計画を作って、弁護士会は人数は多いといっても6,000人の組織なので、きちんと浸透させていくとやっぱり効果はあり

ますよね。それは、会長がきちんと口に出してくれるという、そういう形にしました。

そのためには、そもそも、女性会員、弁護士はどれぐらいいるのかというと、全国でも19%、二弁は多いですが21.57%なので、実はそこが問題ですので、その中高生向けに法教育をするときの配慮であったりとか、あるいは一旦女性が弁護士になった後に、絶対に続けられるように、妊娠、育児、出産を経ても働けるように、そういった形の目標を作りました。

今回の計画のほうに、パワーポイントをやめて、PDFのほうにしてもらえますか。すみません。

計画は、できればちょっと皆さんに後で事務局から送ってもらってもいいでしょうか。もしよかったらお目通しください。

そういったことを前文に書きましたけれども、ポイントとしては、今回パリテという意味決定の場での男女同数を最終的な目標として掲げたこと、あと、ワークライフ・バランスの実現に向けた施策やITを活用した会議の効率化、そういったことを書いています。さらに、今回踏み込んだのが、少なくとも5年に一度女性会長を出そうと。比率で言えば5年に一度なのに、今まで二弁は二人しか会長が出ていないんですね、女性は。今回、たまたま本当につい今週、立候補で確定したんですけれども、女性が会長になることになっていて、それはたまたま本当にラッキーだったんですけど、ただ、やっぱり5年に一度会長を出していこう。そういった形で会での意見は取りまとまりました。強制ではありませんが、目標です。

そのときに必ず言われたことが、やっぱり女性への負担が大き過ぎる。もちろんそうでした、ただ、いろんな方とそれでお話をして思ったのが、もう女性だけじゃなくて、とにかく全体で無駄を減らさなくちゃいけないんですよ。すごい大変だ、大変だと言うけれども、本当にその大変さが必要なことなのということがたくさんあって、効率化しなくちゃいけない部分がたくさんあって、例えば、電子決裁を進めたりとか、そういうこともですし、場所にとらわれていた仕事なんかも減らしていったりということで、たまたま女性を念頭に置いて、働きやすいことを考えると、それって結局ユニバーサルデザインというか、全員にとってラッキーなことにつながるなというのが、今回計画を私は作っていて思った次第です。

ちょっと今回、パリテであるとか、女性会長を5年に一度をととか、そういう積極的な目標ができたこと。それに関して皆さんが賛成してくれて、総会が通ったことがまずは一安心で、あとちょっとこれはちゃんと発信していかなくはいけないなど。会内でやることはもちろんですが、いろんな士業の方同士でつながる機会とかもありますし、実行しつつ発信する。それを目標にまた5年間やっていこうと思っております。

よかったら事務局から送っていただくので、中身を読んでいただけたらと思います。また感想とか、質問とかあったら是非お願いします。

内海崎会長：ありがとうございました。

事前に事務局から送っていただいているので、ご覧になった方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、感想でいいという藤井委員の要望ですね。感想でよろしいそうですけれども、皆様、ご感想を、今ご発言があれば。

増田課長：事務局です。

今般、藤井委員からご共有いただきましたこちらのパワーポイント、あと、資料のほうなんですけれども、ちょっと会議の流れの都合がございまして、会長、副会長には先行してご案内を申し上げておりますが、委員の皆様の方にはまだ配付をしていないところでございます。この会議終了後、私どものほうから資料のご提供はさせていただきますので、是非こちらは、計画本体の後ろはかなり細かい成果指標というか、数値も書かれております。

私ども文京区といたしましても、今般計画策定の際に、このような計画を、弁護士会のほうで作っていただいて、区よりもちょっと先進的かなというところもございましたので、そうした計画策定に携わられた藤井委員が学識経験者としてこちらの推進会議のほうに携わっていただけたことは感謝している次第でございます。

資料については、この会議の後、皆様にご共有をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

内海崎会長：ありがとうございます。

私は、皆さんのところに届いているのかと思ってしまいました。すみません。今メールで送ってもいいような気もしますけれども、PDFで。

それでは、副会長は持っていらっしゃいますよね。

斎藤副会長：はい。じゃあ、私のほうから感想めいたことなんです。一言なんですけれども、もちろん第二東京弁護士会は行政ではないんですが、やっぱりこういった先進的なクオータですとかパリテといったことが制度化されて入っているところがあるというのは、ほかの団体、ひいては行政にも非常に参考になるところで、これから、いや、そんなのは無理だよといったときも、いやいや、もう第二東京弁護士会のような、かつては多分保守的といわれたようなところであっても、今はこうやって入っているということが言えるので、本当にこういう先進的な取組をご紹介いただいて、ありがとうございます。私も、いろんなところで言及していけたらと思っております。

内海崎会長：ありがとうございます。

じゃあ、私も一言。拝見させていただきました。さすが弁護士会の先生方がお作りになったもので、抜けが余りないなと思いつつ、本当に感想なんですけれども、大学の授業で性暴力の授業を学生たちと扱っている場合に、判例ですとか、そういったことを紹介するときに、やはりまだ司法の世界が男性原理で動いているというところが見え隠れする。そういうところもあるわけなんですけど、一方で、こういうしっかりとしたパリテまで含めて、取組をなさろうとしている弁護士会があるということは、とても希望を持ってましたので、私としてはこれをまず自分の授業の中で、こういったことがなされているということを紹介していきたいなというふうに思っております。

それともう一点。ジェンダー平等の確立ということで、アンコンシャス・バイアスの克服というところが出ております。やはり裁判官、弁護士、検事、どのような職業であっても、私自身もそうですけれども、アンコンシャス・バイアスに気付くというのが大変難しいことであると同時に、一旦気付きますと、いろいろなことが気になって気になってしょうがなくなるという、そういうことも起きてまいります。きっかけを持てば、弁護士の皆さんも、それからもちろん裁判官も検事さんも、それぞれ少しずつ変わっていただけるんじゃないかというような気持ちがあります。

そして、これはもしかしたら、もうなさっているのかもしれませんが、司法修習生になったときの研修項目にジェンダー平等教育というか、ジェンダーの視点の研修が入っていることを願って、もしかしたら入っているのかもしれませんが。私は、教員養成をやっておりますけれども、残念なことに、教員養成のカリキュラムの中にはジェンダー平等を教える科目はございません。

したがって、今もう教員になっている卒業生、私の大学や、私の科目を取った学生はそうではありませんが、やはりこのジェンダー平等ということ、それからマイノリティの問題もそうなんですけど、そういったことが教員養成の現場に科目として入っていなければ、子どもたちがなかなか触れにくいということを思っております。私は、私の場で、教員養成のところで残念ながらまだ入っていないので、何とか入れていきたいなというふうに思っております。

藤井委員、本当にありがとうございました。面白かったです。読んでいてわくわくしました。

藤井委員：ありがとうございました。

ここでちょうど今年策定していたので、こちらの会議で出た皆さんの意見とかも思うところは、大分参考にさせていただいたので、本当に助かったところもあります。

あと、弁護士に関しては倫理研修があり、なった年の1年目と、あるいは5年ごとに定期、そのときに必ずジェンダーに関わるもの、セクハラに関わるものはやっておりますね。そんな感じです。ありがとうございます。

原委員：すみません。質問があるんですけども、ちょっと。

内海崎会長：どうぞ、原さん。

原委員：面白い質問なんです。確か東弁ってまた別にありますけれども、東京弁護士会、あと、日弁連もそうだったと思いますが、性自認に基づいた弁護士登録が認められたというのが、結構前に認められたんですよね、実際にそういう弁護士さんがいらして。

質問は、二弁のほうは、第二東京弁護士会のほうは、例えば、クオータを、あるいはパリティを考えると、戸籍あるいは法的性別と自認が違う弁護士さんがいたときに、どちらに数えるのかというのは、どういうふうに決めています。

藤井委員：それは、ちょうど話していたことがあって、規定みたいな形ではしていません。ただ、この場合、実際に出てきていないんですけども、私たち本部の中で話しているときは、自認に基づくほうを優先する。性別は、元々今登録されちゃっているんですよね。記載があるんですけど、その点も併せて見直し中ではありますので、ちょっとその際にうまく反映されるように見守っていきたいなと思っています。ご指摘ありがとうございます。

原委員：いえいえ。実は、JOC、日本のオリンピック委員会のほうで、杉山文野さんという方が委員になったときに、女性としてなったんですよね。それは法律的にまだ女性なんですけれども、姿はもうひげもはやして、パパとして頑張っている方なんですけど、そうやって割とジェンダーに関して境界線にいる人というのは、そのときそのときで、どっちかに配置されるというのがあります。例えば、競技者としてだと、トランスの女性は、ほかの女性とは違うから駄目とか、でも、そういうパリティのときはうまく使えるみたいな、そんなことがあって、本人の意思と合っていれば一番いいんですけども、必ずしもそうでもないときもあるので、ちょっとパリティとかクオータを考えていくときに、その原則みたいなものもみんな考えられるといいなというふうに思いました。

試み自体は非常にいいと思いますし、若い弁護士さんがリーダーシップを取って、こうやって続けて推進していかれるというのは素晴らしいというふうに思いますので、是非これからも頑張ってください。

藤井委員：すみません、もう一回。確かに悩んじゃったんですね。本当に男女と、LGBTQとかそういうのを書くのに、必ずこういうときは男女で割合を出さなくちゃいけないというところが、自分なりに考えをまとめても、何が正解か分からなくなる瞬間というのが本当にあって、よくよく考えてやっていきたいと思います。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、本日が任期最後の開催となりますので、委員の皆様より、1分程度で恐縮ですが、是非一言いただければと思います。

まず、斎藤副会長からお願いいたします。

斎藤副会長：では、私がトップバッターで皆様にお礼のご挨拶をさせていただきますが、本当に短い間ではありましたが、副会長として用は余りなさなかったんですが、皆様と一緒に審議ができて、本当に幸せな、勉強になる一時でした。

本当にいろんな立場の方が、それぞれのご経験からお話をしていただけるのがとても私には勉強になりまして、また、自分の中のアンコンシャス・バイアスにも気付くようなときがありまして、私としてもちょっと成長できたかなと思っております。

また、文京区の皆様に至っては、このコロナの中で非常に業務が謀殺される中で、ちゃんと計画した進行どおりにこれがまとまったというところで、皆様のご尽力、本当に感謝しております。ありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、森委員、お願いします。

森委員：皆さん、こんにちは。お疲れさまでした。

私は、理工系の科学者、技術者、研究者の動向という中で、いろんなことを活動してまいりました。

やはり今さっき藤井委員が弁護士会というので、産業界のほうで話をするとき、まずは女性の数を増やさなきゃいけないというのは、本当に理工系は近々課題なんですけど、やっぱりそのときによく言われるのは、国家資格があるところはまずは増えていくよねと。例えば医師、弁護士、薬剤師とかですね。

しかし、今日、藤井委員がいろんな取組をやっておられると、数が増えてもなかなか難しいんだなと思います。実際に国家資格があるところはやっぱり女子の増え方が早いんですよね。何でそういうことを比べるかという、例えば、エンジニアを考えたときに、薬品とか、日常生活のところは女子もできますけれども、それで日本は動いているわけじゃなくて、最

近私は国際海運とか、鉄鋼、石油化学系と、実は昨年度からプロジェクトもあってよく会いますよね。例えば、某国際海運会社からは、女性のエンジニアが来ていましたが、100年の歴史で三人目と言っていました。

社会というのは、やっぱり何か一つのところで動いているわけじゃなくて、まだまだ理工系女子がなかなか選んでくれないとか、能力はあるんだけど選ばないというところですよね。それをどうするんだというのもありました。

最初は、やっぱり国家資格があればいいのかなという話で、技術士とか資格を作っていくという動きもありますが、やっぱり資格があったとしても、そこに人数が増えたとしても、先ほど藤井委員がおっしゃったように、僕は、もっと弁護士会って、とっとと進んでいるのかなというふうには思っていましたけれども、そんなことはないんだと。やっぱりまだまだいろんな努力、数が増えたとしてもその次に、やっぱりまだまだ男性も多いですから、習慣も多いので、やっぱりその辺りの共通の認識を持っていくといったところに少しずつ努力は要るんだなと思いました。

本当にまだまだ、僕は、理工系だけなんですけど、やっぱり数が増えるだけでは駄目で、その次はどうするかという話で、もちろんいろんな話のときに、必ず日常生活の話は出てきますから、ここで文京区の皆さんが、学校のこと、それから保健のこととか、健康のこと、いろんなそういう日常生活のところに関わってくるのがやっぱりこの男女平等参画の問題かなと思います。どうもありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは藤井委員、お願いいたします。

藤井委員：2年間ありがとうございました。計画が無事まとまりそうで素晴らしい。お疲れさまでした、本当に。

この委員会では、学校であるとか、あるいは男女平等センター、そういった方から特に今回コロナで苦勞している話を伺って、本当に見落としていた部分に気付いたり、学ぶことが多かったので、とても2年間いい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

内海崎会長：それでは、原委員、お願いします。

原委員：本当にこの推進会議は唯一と言っていいほど、いろいろな委員の意見というものがきちんと吸い上げられて、私の経験では、本当にいい意見を言うと、それが会長さんとか、スタッフの皆さん、それから参加者のほかの後押しも得て、きちんと吸い上げられています。できるところからちよつとずつ改善していくという、とてもいい形で、参加していても、本

当にまた参加したいと思うようなところなので、是非皆さん、周りにも参加していただいて、委員になって、こういう参加の仕方を経験していただければと思います。

本当にありがとうございました。皆様のお陰でちょっとずつ文京区がいい区になって、私どもにとっても暮らしやすい区になっていることを実感しています。お疲れさまでした。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、千代委員、お願いいたします。

千代委員：2年間お世話になりました。ありがとうございました。

男女平等センターに関わっている者として、非常に責任を感じて出席させていただきまして、ご迷惑をかけたり、勉強不足だったりすることがたくさんあったと思いますが、お許しいただきたいと思います。

あと、年齢を重ねるに従って、年を取るに従って、今まで見えていなかったことがジェンダー関係でも見えてきて、介護のところとか今一生懸命やっているんですけども、若いときは感じないんですが、介護のところ、男性が女性の介護をするときに、どうしても暴力が出るというお話を伺ったりすると、やっぱり女性のほうが長生きなので、どうしても男の方のほうが面倒を見てもらうような感覚でいらっしゃる。しかしなかなかジェンダーバイアスがかかっている、自立していない方がやっぱりいらっしゃって、そこにすごい暴力が発生するというのは、とても気になっているところです。

誰でもが同じく年を取っていくので、小さいお子さんがいらっしゃるとか、子どもが少ないから一生懸命なんですけれども、シングルの方もとても増えているというのも実感としても分かるし、高齢者のところもまだまだ一生懸命やって、私たちのできるところで宣伝というか、男性を引っ張り出すような企画をしていきたいなと思っています。

本当にいろいろ勉強させていただきまして、次の世代につなげていかなきゃならないという、とても責任も感じますし、よいつながりが5年後、本当に進歩して、いいことができればいいなと思っています。ありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、伊東委員、お願いします。

伊東委員：すみません。2回目の参加ということで、途中からでしたので、あつと言うまでしたけれども、資料を読み込んで、皆さんに追い付こうと必死だったんですけども、大変勉強になりました。

それで、先ほどの藤井委員の取組の感想にもちよつとなるんですけども、私は、労働組

合の役員に就任してから、ありとあらゆる大会で、この意思決定機関に女性を増やせと。ジェンダー平等をやったって、このざまじゃどうしようもないんじゃないかというような、かなり過激な発言をしてきたんですけれども、やはり、この場で勉強させていただきまして、本当に確信を得ました。ただ言うだけでは、やろうよと言っても、身の回りで一人や二人は増えるんですが、それを継続的にやっていくには、まだ拝見していないんですけれども、きちんと計画してやっていかなきゃならないんだなど、藤井委員の話で思ったんですが、果たして私の文章が、労働組合の男性たちが通すかという、まだ全然通らないんじゃないかという情けない状況にあるなというふうに思っております。

40年間労働組合でやってきましたけれども、改めて40年の進歩もあります、この場でますます元気をいただきまして、これからも頑張っていこうというふうに思っております。ありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございます。

大城委員はご欠席のようです。それでは、黒田委員、お願いします。

黒田委員：黒田です。2年間お世話になりました。

女性の割合を増やすというお話が多かったんですけれども、PTAの世界に限りますと、女性の割合がすごく多いので、男性の割合を増やしたいということもありまして、今後、働く女性が増えて、男性も家事や育児をして、PTAも男女の割合は半々になっていけばなど思っています。

この会議に参加することで、私もアンコンシャス・バイアスがあって、割と偏った価値観で子育てをしていたなということを実感しました。私と同じように、知らずにいる人はすごく多いと思いますので、人々の意識を変えるのはなかなか難しいことだと思いますが、先ほどこちょっと内海崎会長から、きっかけがあれば気付くことはできるというふうにおっしゃっていたので、まずは知ることから始まるんだなというふうに感じています。

この会議に参加させていただいて、ジェンダー平等について本当に考えるきっかけになって、大変勉強になりました。ありがとうございました。

多様性を求めるというのは、なかなか日本の国民性とは相性が良くないなというところもあるんです。日本って割とみんなと一緒にだと安心だとか、迷惑をかけてはいけないとか言いがちなんですけれども、昭和から余り変わり映えもしない学校教育が、これからどんどん変わっていけばいいなというふうに期待しております。ありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、湯田平委員、お願いします。

湯田平委員：ハローワーク飯田橋、湯田平と申します。

推進会議の皆様、2年間大変お疲れさまでした。いろいろ勉強をさせていただきました。

私ども東京労働局、ハローワークとしても、今後も男女平等な、採用選考も含めて、企業にお願いするとともに、いろいろな各種イベントにつきましても、積極的な女性の参加、そして、女性目線での企画を積極的に取り入れて進めていきたいというふうに思っております。本当にありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、小野委員、お願いいたします。

小野委員：中央・城北職業能力開発センターの小野でございます。

2年間ありがとうございました。審議に加わることができて、大変学ぶことが多かったです。気付くことも多くて、実際に事業を考えていくに当たって、とても参考になるものでした。ありがとうございました。

それから、事務局にあっては、コロナという中でオンラインでの運営ということでご苦労も多かったと思います。また、委員の皆さんが、とてもそういった意味では活発に議論をされているので、キャッチアップするのも同じ行政として見ていて、頑張っているなという形で考えておりました。

これからは、そういった意味で、東京都の職業訓練事業において、ここで学んだことを生かせるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、牛島委員、お願いします。

牛島委員：はい。聞こえますでしょうか。大丈夫ですかね。

私は区民の公募委員を2期務めさせていただきました。やらせていただいて、自分でそういうジェンダー・バイアスだったり、アンコンシャス・バイアスに気付く機会が増えてきたということもありますし、あとは、学校方面だと、ちょうど制服の問題であるとか、生理用品の話は余りしなかったかもしれませんが、そこら辺の気付きもあって、学校と話をしたりであるとか、そういう機会も増えてきたかなと思います。

私は、仕事のほうは統計学というのをやっていますが、森委員がおっしゃったように理工系、しかも数学系とかだと本当になかなか絶望的な状況なんですけれども、それでもやっぱり学会とかの中で、ある程度役員に女性を一定数入れていこうみたいな取組があったりとか、

そういうのが少しずつ始まっていて、なかなか進まないかなというところではあります。

ということで、自分自身でそういう多様性として大事だなということに気付き、日常のいろんなところから得られることも多かったと思いますし、やっぱり多様性というのは結局みんなが面倒くさいという、そういう楽な状態をある種諦めるということも必要になると思うので、そういったところを意識しながら、本当にいろんな場面で、今後もそういう声を出し続けていけたらなというふうに考えております。

今回も、策定に当たって、事務局、区の皆さんはすごい大変だったと思うんですけども、まとめていただきありがとうございました。

以上となります。

内海崎会長：ありがとうございます。

鈴木委員が退出されてしまっているようなんですが、そうですね。

鈴木委員のご挨拶はちょっといただけないようですけども、皆様、ご挨拶をいただきましてありがとうございました。

続いて区より、吉岡総務部長お願いいたします。

吉岡総務部長：吉岡でございます。

会長、副会長を初め、委員の皆様方、2年間大変お世話になりました。ありがとうございます。

特に今年度は、計画の改定ということで、都合5回の会議をZ o o mという新しい形で進めさせていただいて、皆様のご協力により、滞りなく進行できたことについても感謝をいたします。

皆様方からの発言の中で、様々な意見をいただき、それを事務局のほうできちんと計画に取り入れていただいたというようなお褒めの言葉をいただきまして、大変有り難く思っております。特に増田課長や下笠係長をはじめ、ダイバーシティ推進担当課の職員が、日頃から頑張ってやってくれた結果が、このような形でまとってきたのかなというふうに思っております。事務局にも私のほうから感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今、コロナの関係で感染者がかなり増えていて、今後も心配するところですが、是非コロナが一定落ち着いて、桜が咲く頃、4月上旬になりますけれども、そのときにはきちんと皆様のご議論いただいたものが冊子になってまとまって、お送りできるというようなことを祈念いたしまして、2年間のご活躍、様々な活動に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

次期も委員をやっていただかれる方もいらっしゃると思いますし、代わられる方もいらっしゃるかもしれませんが、今後とも文京区の男女平等参画の施策に温かい目を持っていただいて、末永く支えていただければというふうに思います。こちらといたしましても、また頑張っていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本当に2年間ありがとうございました。

増田課長：ありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございました。

最後に、私から委員の皆様へ御礼を申し上げます。毎回、時には本当に時間をオーバーするという議論もございましたし、多量に送られてくる資料を確認なさるだけでも大変な時間を要されたことだと思います。ただ、その資料を作られる方たちがいらっしゃるという、そういうことも考えつつ、資料と格闘した2年間だったなという印象を持っております。

実際の会議の中では、本当に皆様ご自分の、ちょっと不適切かもしれませんが、地に足がついた意見というか、それが出る会議だなというのをいつも感じながら、会長として司会をしておりました。

様々な審議会に出ておられますと、原さんがさっきおっしゃっていましたが、発言が出ないということに加えて、発言をしてもそのことが浸透していく、つまり委員の方たちに聞いていただいている、理解していただいているという感覚を持てる審議会というのはとても少ないというのが現状だろうと思っています。

その中にありまして、文京区の場合は、まず委員の皆様が、地に足のついたご意見をしっかりおっしゃっていただける、そして、それをきちんと事務局が取り上げて、次にステップとしてまとめてくださる、そして、そのまとめたことにまた私どもが意見を言うという、本当に循環がうまくいっているなという印象を持ちました。

会長としては、本当に交通整理をするだけでしたので、実は随分楽な仕事だったなというような気もいたしますが、これも皆様方のご協力と、それから事務局のご努力で達成されたことと思います。

貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和3年度第5回文京区男女平等参画推進会議を終了いたします。同時に、この2か年の任期に係る文京区男女平等参画推進会議の日程は、これで終了となります。

大変活発なご議論やご意見をいただくとともに、ご協力に心より感謝申し上げます。あり

ありがとうございました。